

東日本大震災復興交付金 Q & A

復興庁

東日本大震災復興交付金 Q&A 目次

【1. スケジュールについて】

- Q1 交付金事業計画は随時提出可能なのか。・・・P1
- Q2 交付金事業計画を提出後、どのくらいの期間で交付可能額の通知が行われるのか。
また、交付金の交付まではどのくらいの期間が必要なのか。・・・P1

【2. 予算について】

- Q3 三次補正予算で計上された額は、全額を 23 年度に配分したのか。・・・P1
- Q4 平成 24 年度以降の復興交付金はどうなるのか。・・・P1

【3. 交付金の交付について】

- Q5 復興交付金に係る予算について、省庁ごとの上限はあるのか。・・・P1
- Q6 復興交付金について、市町村ごとの限度額はあるのか。・・・P1
- Q7 今年度中に配分される交付金は何年度分を想定しているのか。・・・P2
- Q8 同一年度内に復興交付金事業計画の変更が可能となっていることから、年に複数回の追加配分があることを前提としているとの認識でよいか。・・・P2
- Q9 復興交付金事業計画を早く作成した地方公共団体に優先して交付していくのか。交付金を申請するための体制ができているところには多額の交付金が入り、(被害が大きかったところなど)体制ができていないところには、交付金が入らないということになりかねない。特に、都道県間で差が出ることを危惧している。・・・P2
- Q10 復興事業計画の中には実現可能性に疑問のあるものも散見されるところ、交付金の配分に必要な熟度に係る基準及び方針はあるのか。・・・P2

【4. 「制度要綱 第1の1 復興交付金事業計画の作成主体」について】

- Q11 一つの特定期市町村が複数の復興交付金事業計画を作成することは可能か。・・・P2

Q12 特定都道府県と複数の特定市町村が一つの事業計画を作成してはいけないのか。P3

Q13 都道府県単独で復興交付金事業計画を作成することはできないのか。・・・P3

Q14 都道府県と市町村と共同で策定した事業計画が、結果的に都道府県事業だけになってしまうこともありうるが、それはそれでよいのか。・・・P3

Q15 復興交付金事業に係る基幹事業が間接補助事業であった場合、当該事業の実施主体は都道府県であり、当該都道府県は間接補助事業者となる市町村と共同で復興交付金事業計画を策定するとの認識でよいのか。・・・P4

【5. 「制度要綱 第1の2 対象地域」について】

Q16 「著しい被害」とはどの程度の被害をいうのか。・・・P4

Q17 被害の状況と実施すべき事業との関連や事業実施の必要性等はどのように説明するのか。・・・P4

Q18 「制度要綱 第1の3 復興交付金事業計画の提出」について、当面復興交付金事業等を実施する予定はないが、市町村全域を計画区域（第1の3の④）とすることは可能か。・・・P4

【6. 「制度要綱 第1の4 計画期間」について】

Q19 復興交付金事業計画に記載する計画期間は平成27年度までとなっていることから、復興交付金事業に係る事業は平成27年度を超えて実施できないのか。・・・P5

【7. 「制度要綱 第1の5 復興交付金事業計画の添付書類」について】

Q20 「計画区域および事業実施する場所の図面」の縮尺等の精度はどの程度が必要か。・・・P5

Q21 「事業等に要する費用の算出に係る基礎資料」とはどの程度の内容が必要か。・・・P5

【8. その他「制度要綱 第1 復興交付金事業計画の作成及び提出」に関する事項につ

いて】

Q22 市町村において復興計画の詳細が確定していない段階において、事業計画の作成方法はどのようにすべきか教えてほしい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

Q23 事業計画を提出した後で計画内容の成熟度の一層の向上が図られた場合、どうしたらよいか。別の計画として提出するのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

Q24 復興交付金事業計画の提出窓口はどこか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

【9.「制度要綱 第2 復興交付金事業等」について】

Q25 どのような事業であれば復興交付金の配分計画が策定されるのか。・・・・・・・・・・P6

Q26 具体的に交付金の対象となる事業はどのような事業なのか。・・・・・・・・・・P6

Q27 「制度要綱 第1の3 復興交付金事業計画の提出」中の「復興交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業又は事務」の「事務」とは何か。・・・・・・・・・・P7

Q28 被災後、復興目的で実施した事業について、復興交付金事業計画に入れることにより、遡及適用はできるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

【10.「制度要綱 第2の1 基幹事業」について】

Q29 復興交付金の基幹事業は追加できるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

Q30 交付金の対象について、災害復旧事業は対象外か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

Q31 震災での被害の復旧・復興の側面よりも、今後の震災対策の側面が強い事業の場合、交付金の交付を受けられるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

Q32 著しい被害を受けた地域内でないと復興交付金事業は実施することができないのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

Q33 「制度要綱 第2の1の2) 事業要件」の「④その他東日本大震災の被害からの復興のために行う事業」には、例えば、原子力災害からの復興に係る事業も含まれるの

か。・・P8

【11.「制度要綱 第2の2 効果促進事業等」について】

Q34 効果促進事業等については、省庁間、事業間、事業主体間（都道府県と市町村）の算定に係るミシン目は無いと考えてよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

Q35 効果促進事業等の上限は一律 35%までか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

Q36 効果促進事業等はどこまで自由に使えるのか。3つのネガティブリスト（対象外要件）それぞれについて、具体例でご教示願いたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

Q37 効果促進事業等から「専ら個人・法人の資産を形成するための事業等」が除かれているが、既存の交付金（地方住宅交付金）では耐震改修やエコリフォーム等が実施されているが、このような事業は対象となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

Q38 効果促進事業等について、市町村の庁舎は対象となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P9

Q39 効果促進事業等を活用して、畜産農家をはじめとする原子力発電所事故の被害者への賠償を行うことは可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

Q40 制度要綱第2の2（1）なお書きの意図について、教えてほしい。・・・・・・・・・・・・P9

Q41 効果促進事業等について、基幹事業と関連していれば基幹事業を所管する省以外の事業を実施してよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

Q42 効果促進事業等は基幹事業と同じ時期に一体の場所で行われることを要するのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

Q43 基幹事業と当該基幹事業に関連する効果促進事業等は同じタイミングで交付を受ける必要があるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

Q44 効果促進事業等について、基幹事業との関連性の有無の判断は復興庁が一元的に行うとの認識でよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

Q45 複数の計画に跨る都道府県の効果促進事業等の事業費をある一つの市町村に関係する事業のみに使うことはできるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

Q46 基幹事業が都道府県経由で市町村が実施する間接補助事業の場合は、これに係る効果促進事業等も間接補助事業として都道府県を経由して市町村に交付されるよう措置すべきではないのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

【「制度要綱 第4 交付可能額の通知」について】

Q47 交付可能額通知をもって、交付の内示ととらえてよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・ P11

【12. 「制度要綱 第7 交付申請」について】

Q48 交付申請について、交付担当大臣単位で行うこととなるのか。・・・・・・・・・・・・ P11

Q49 「制度要綱 第7 交付申請」に「特定市町村又は特定都道府県が複数の復興交付金事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合」とあるが、都道府県と市町村がそれぞれ複数の復興交付金事業計画を策定することを予定しているのか。・・・・・・・・ P11

Q50 複数の復興交付金事業計画を策定する場合、まとめて交付申請することができるがあるが、特定市町村と特定都道府県はまとめてできるのか。・・・・・・・・・・・・ P11

【13. 「制度要綱 第8の1 基金の造成」について】

Q51 一つの計画の中で、単年度型事業と基金造成型事業を併用することは可能か。・・ P11

Q52 一つの特定市町村等が複数の復興交付金事業計画を作成する場合、計画ごとに単年度型事業と基金造成型事業を使い分けることは可能か。・・・・・・・・・・・・ P11

Q53 単年度事業型から基金造成型に年度途中での変更が可能か。・・・・・・・・・・・・ P12

Q54 基金の管理は市町村に委ねられるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

Q55 基金造成事業型を選択した場合、基金を取崩すに当たって交付申請を要するか。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

- Q56 既存の基金を復興交付金基金としても活用することは可能か。・・・P12
- Q57 復興交付金事業に係る基幹事業が間接補助事業の場合、都道府県と市町村が協議の上、必要とあれば市町村段階で基金造成することも可能か。・・・P12
- Q58 基金造成型の状況報告について、制度要綱第10の2で復興交付金事業の実施状況を報告することとなっているところ、別途、基金造成事業型の交付要綱に基づく実施状況の報告を求める理由を教えてください。・・・P12
- Q59 基金については、国の支出のみにより造成され、地方の支出は基金に含まれないとの認識でよいか。・・・P12
- Q60 復興交付金の運用によって生じた果実の経理区分について教えてください。・・・P12
- Q61 基金の積み増しを行う場合、同じ年度における基金の積み増しは変更交付申請により積み増しを行い、新たな年度における基金の積み増しは過年度の交付申請の変更ではなく、過年度の交付申請とは別の交付申請を行うという認識でよいか。・・・P13
- Q62 基金造成事業型を選択した復興交付金事業の中止を行った場合、既に交付した交付金の取扱いはどのようになるのか教えてください。・・・P13
- Q63 具体的な事業地区が定まっていない事業等について、とりあえず概算事業費を基金造成型事業に盛り込んでおくことは可能か（どの程度の熟度が確定していることが必要か）。・・・P13

【14.「制度要綱 第8の3 事業間の流用」について】

- Q64 復興交付金事業計画に位置づけられた事業はどの範囲で事業間の流用は可能か。また、各省庁を越えての流用は可能か（単年度分と基金型のものそれぞれ）。・・・P13
- Q65 特定都道府県が、ある特定市町村と共同で作成した復興交付金事業計画に基づいて交付を受けた交付金を、他の特定市町村と共同で作成した復興交付金事業計画に基づく事業の費用として事業間流用することは可能か。・・・P13

【15. 「制度要綱 第8の4 交付決定前の着手」について】

Q66 交付決定前の着手の承認基準はどの程度か。・・・・・・・・・・・・・・・・P14

Q67 復興交付金交付決定前着手申請書を提出してから、交付担当大臣及び内閣総理大臣の承認の可否判断が通知されるまでどの程度の期間を要するか。・・・・・・・・P14

Q68 交付決定前に事業着手を行いたい場合には、どのような手続きを行うことが必要となるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P14

【16. その他「制度要綱 第8 交付金の執行」に関する事項について】

Q69 繰越手続きについて、簡略化された部分があればご教示いただきたい。・・・・P14

【17. 「制度要綱 第9 適化法の特例」について】

Q70 適化法第14条の規定による実績報告は、全事業について復興庁に行えばよく、各省への報告は不要との認識でよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・P14

Q71 復興交付金事業計画については、交付可能額の通知を受けて、必ず修正しなければならないのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P14

Q72 復興交付金事業計画の進捗状況について、内閣総理大臣が報告を受けた場合、関係府省にも回付されるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P15

【18. 「制度要綱 第10 復興交付金事業計画の実績等に関する評価及び公表」について】

Q73 復興交付金事業計画の公表の対象には、第1の5に定める添付書類も含まれるか。・・・・・・・・・・・・・・・・P15

【19. 様式について】

Q74 計上する「各年度の交付対象事業費」には、基金造成型の場合、後年度の執行予定事業についても計上してよいか。(例：平成24年度の欄に、2か年～5か年分を計上する)・・・・・・・・・・・・・・・・P15

Q75 制度要綱の様式1-2における「各年度の交付対象事業費」は計画を策定する特定

市町村等の希望額を記載するという認識でよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・P15

Q76 初年度から多くの配分を受けるためには、各年度の交付対象事業費を実際の見込みに基づいて記載するのではなく、前倒しで記載した方が有利になるのではないかと。P15

Q77 制度要綱第1の3「復興交付金事業等に関連する災害復旧事業の概要」とはどういうものを想定しているのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P16

【20. その他】

Q78 復興交付金の活用は復興プランの作成が前提となるのか。
必ずしも復興プラン等の作成を前提とはしていませんが、被災地域の復興の考え方を何らかの形で示していただく必要はあり、また、各基幹事業によって交付の要件は異なっているため、交付要綱をご参照下さい。・・・・・・・・・・・・・・・・P16

Q79 復興推進計画に基づくまちづくりに関する規制の特例や復興整備計画による土地利用再編等の特例の適用を前提とする事業を盛り込んだ復興交付金事業計画を提出すれば、復興推進計画や復興整備計画を提出しなくても、特例の適用を受けることができるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P16

Q80 市町村による復興交付金の手続きに都道府県はどのように関与するのか。・・・・P16

Q81 制度要綱及び様式について、電子媒体を入手するためにはどうすればよいのか。また、特定市町村及び特定都道府県からの復興交付金事業計画の提出についても、電子媒体による提出は認められるのか。・・・・・・・・・・・・・・・・P17

東日本大震災復興交付金 Q&A

【1. スケジュールについて】

Q1 交付金事業計画は随時提出可能なのか。

交付金事業計画の提出に関する締め切りは一定期間ごとに設定します。地方公共団体の計画策定の進捗状況を勘案し、柔軟に対応していきます。

Q2 交付金事業計画を提出後、どのくらいの期間で交付可能額の通知が行われるのか。

また、交付金の交付まではどのくらいの期間が必要なのか。

(交付可能額通知)

できるだけ速やかに交付可能額通知を行えるよう、交付担当の各省と調整していきます。その際、復興交付金事業計画受付後1～2か月程度で交付可能額通知を行えるよう、調整をすすめてまいります。

(交付決定時期)

各省で定めた交付要綱において、標準処理期間を30日などとしているところですが、できるだけ速やかに交付決定が行えるよう、交付担当の各省と調整していきます。

【2. 予算について】

Q3 三次補正予算で計上された額は、全額を23年度に配分したのか。

年度内執行を前提に予算計上しているものですが、事業の性質等を踏まえ、繰越明許費として国会の議決を受けており所要の手続きを経た上で、24年度に繰り越して使用します。

Q4 平成24年度以降の復興交付金はどうなるのか。

平成24年度予算では2,868億円が計上されています。少なくとも集中復興期間中は復興交付金の交付を行うこととしており、そのために必要な予算については、引き続き予算要求を行う方針です。

【3. 交付金の交付について】

Q5 復興交付金に係る予算について、省庁ごとの上限はあるのか。

省庁ごとの枠、上限はありません。

Q6 復興交付金について、市町村ごとの限度額はあるのか。

被害の状況や復興地域づくりに必要な事業量は市町村によって様々であり、一律の上限を設けてはいません。ただし、復興交付金事業計画の作成にあたっては、復興のために真に必要な有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものになるよう努めていただく必要があります。

Q7 今年度中に配分される交付金は何年度分を想定しているのか。

配分は単年度ごとを基本に予算の範囲内で配分します。

Q8 同一年度内に復興交付金事業計画の変更が可能となっていることから、年に複数回の追加配分があることを前提としているとの認識でよいか。

その通りです。復興交付金事業計画については、当該特定市町村等で実施する全ての復興交付金事業等の事業計画を一度にまとめて提出する必要はありません。まずは、提出時点で記載可能な事業（具体的な内容、工程等が固まった事業）のみを記載した復興交付金事業計画を作成・提出し、その後計画の変更という形で事業を追加して下さい。その場合、変更後の計画に合わせ、交付金の配分計画を作成します。

Q9 復興交付金事業計画を早く作成した地方公共団体に優先して交付していくのか。交付金を申請するための体制ができているところには多額の交付金が入り、（被害が大きかったところなど）体制ができていないところには、交付金が入らないということになりかねない。特に、都道県間で差が出ることを危惧している。

平成23年度3次補正予算及び平成24年度予算において当面必要な額は確保したと考えています。一方で、復興交付金事業計画の提出時期については、市町村によりそれぞれ事情が異なっているため、一律の時期にならないと承知しており、事業計画の作成が遅れた地域に不利になるようなことにならないよう、必要な予算の確保を含め、適切に対応していきます。

Q10 交付金の配分に必要な熟度に係る基準及び方針はあるのか。

「制度要綱 第3 配分計画の作成」にお示ししている通り、配分計画の作成に当たっては必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案することとしています。熟度に係る一律の基準を設けるものではありませんが、具体的な配分計画の策定にあたり、客観的に事業実施の確実性が見込まれないものについて、交付金の交付を行うことは困難です。

【4. 「制度要綱 第1の1 復興交付金事業計画の作成主体」について】

Q11 一つの特市町村が複数の復興交付金事業計画を作成することは可能か。

事業間の流用に関する管理や効果促進事業等の算定等を行うにあたり、事務が煩雑となることから、特定市町村の計画は、原則として一つの復興交付金事業計画を作成していただくこととしています。

これは、実態上、区域ごとに復興交付金事業計画を提出することを否定するものではなく、計画の作成できた地域や事業から順次計画を提出することを可能とする等、運用に当

たっては柔軟に対応を行うこととします。(この場合には、計画の変更として扱います。)

なお、例外として、市町村を跨って防災集団移転促進事業を行う等の事情により、これに関連する事業を行う区域についてのみ都道府県と複数の市町村が共同で計画を策定するケース等が考えられますが、その場合には、一つの特定市町村が複数の復興交付金事業計画を作成することになると思われま

Q12 特定都道府県と複数の特定市町村が一つの事業計画を作成してはいけないのか。

事業間の流用に関する管理や効果促進事業等の算定等を行うにあたり、事務が煩雑となることから、原則として一つの復興交付金事業計画は一つの市町村（及び当該市町村の存する都道府県）が作成することとしています。

これは、実態上、複数の市町村が共同で計画を作成することを認めないこととする趣旨ではなく、共同で作成された計画であっても、それぞれの市町村に関する部分を単独作成の計画として取り扱う等、運用に当たっては、柔軟に対応を行うこととします。

なお、例外として、市町村を跨って防災集団移転促進事業を行う等の事情により、これに関連する事業を行う区域についてのみ都道府県と複数の市町村が共同で計画を策定するケース等は考えられます。

Q13 都道府県単独で復興交付金事業計画を作成することはできないのか。

復興交付金は復興地域づくりのための事業を対象としています。

- ① 復興地域づくりの主体は市町村であり、市町村事業を中心として復興地域づくりが進められると考えられること、
- ② 復興地域づくりのための都道府県事業であっても市町村と十分に調整を行うことが必要であること

から都道府県単独での事業計画の策定・提出に係る規定は設けていません。

Q14 都道府県と市町村と共同で策定した事業計画が、結果的に都道府県事業だけになってしまいうるが、それはそれでよいのか。

復興交付金は復興地域づくりのための事業を対象としています。

- ① 復興地域づくりの主体は市町村であり、市町村事業を中心として復興地域づくりが進められると考えられること、
- ② 復興地域づくりのための都道府県事業であっても市町村と十分に調整を行うことが必要であること

から、都道府県と市町村は共同で復興交付金事業計画を策定することとしています。

上記①のとおり、復興地域づくりは市町村事業を中心に進められると考えられるため、市町村事業を全く実施しないことは想定し難いですが、当面実施可能な事業として都道府県事業のみを記載した計画を提出するといったことはあり得ると考えています。

いずれにせよ、計画には市町村事業が必ず含まれなければならないといった要件はなく、都道府県事業のみの計画が排除されるものではありません。

Q15 復興交付金事業に係る基幹事業が間接補助事業であった場合、当該事業の実施主体は都道府県であり、当該都道府県は間接補助事業者となる市町村と共同で復興交付金事業計画を策定するとの認識でよいか。

そのとおりです。国からの復興交付金の交付先は都道府県であり、都道府県が補助事業の実施主体として、市町村への間接補助を行うこととなります。この場合の市町村は間接補助の実施主体です。

【5.「制度要綱 第1の2 対象地域」について】

Q16 「著しい被害」とはどの程度の被害をいうのか。

「著しい被害」は、復興特区法第77条第1項において「相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害」とされており、施設等の物理的な被害の大きさで判断することとなります。

被害の状況は地域によって様々であること、復興は地域の自主性に基づいて進められるものであること等を勘案し、「著しい被害」について定量的な基準は作成していません。被害の状況と実施すべき事業との関連や事業実施の必要性等について特定市町村等から説明していただき、これに基づいて判断を行うこととなります。

Q17 被害の状況と実施すべき事業との関連や事業実施の必要性等はどのように説明するのか。

(施設の老朽化や市町村の財政上の理由ではなく、) 著しい被害を受けた地域の状況、及びその地域をどのように復興するのかという復興地域づくりの考え方をお示しいただき、それぞれの事業がそうした復興地域づくりと一体不可分なものであることを説明していただくことが必要と考えています。

Q18 「制度要綱 第1の3 復興交付金事業計画の提出」について、当面復興交付金事業等を実施する予定はないが、市町村全域を計画区域(第1の3の④)とすることは可能か。

復興交付金事業計画では、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を具体的に説明していただく必要があり、そうした説明を前提とすると、市町村全域が計画区域となることは想定していません。そうした状況があれば個別にご相談ください。

【6.「制度要綱 第1の4 計画期間」について】

Q19 復興交付金事業計画に記載する計画期間は平成27年度までとなっていることから、復興交付金事業に係る事業は平成27年度を超えて実施できないのか。

復興交付金については、復興基本方針において集中復興期間とされた27年度までの間、被災地方公共団体が実施する復興地域づくりのための事業等を支援することを目的としています。28年度以降に被災地方公共団体が実施する事業等に対する支援のあり方については、今後の検討課題です。

【7. 「制度要綱 第1の5 復興交付金事業計画の添付書類」について】

Q20 「計画区域および事業実施する場所の図面」の縮尺等の精度はどの程度が必要か。

特に縮尺の基準はないが、配分計画の作成の際の材料の一つとするため、①被害を受けた区域、②実施する事業の箇所が判り易いものとして下さい。住民説明会等で使用した図面を用いていただければ構いません。

Q21 「事業等に要する費用の算出に係る基礎資料」とはどの程度の内容が必要か。

震災により各市町村の行政能力が低下している事情等も踏まえた柔軟な対応が必要と考えていますが、基本的には事業の規模・積算の内容等がわかる資料を想定しています。

【8. その他「制度要綱 第1 復興交付金事業計画の作成及び提出」に関する事項について】

Q22 市町村において復興計画の詳細が確定していない段階において、事業計画の作成方法はどのようにすべきか教えてほしい。

復興交付金事業計画には、将来的に実施する可能性がある事業であっても、現時点では事業の詳細が決まっていなかったり実施が確定していない事業を記載する必要はありません。詳細が決まった或いは事業実施の確度が高くなった段階で、計画の変更（事業の追加）を行い、復興庁に提出して下さい。

なお、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、液状化対策事業のように、事業の実施が長期にわたるものについては、計画策定費用を本体工事と切り離して先に配分する等、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、個別にご相談ください。

Q23 事業計画を提出した後で計画内容の成熟度の一層の向上が図られた場合、どうしたらよいか。別の計画として提出するのか。

計画の変更を行って下さい。

Q24 復興交付金事業計画の提出窓口はどこか。

制度要綱別紙、別表1にあるとおり、岩手県、宮城県、福島県については復興庁の各復興局又は各支所、青森県、茨城県については、復興庁の各事務所、その他の都道府県につい

ては復興庁本庁となります。

【9. 「制度要綱 第2 復興交付金事業等」について】

Q25 どのような事業であれば復興交付金の配分計画が策定されるのか。

制度要綱第2において、復興交付金事業等は「復興交付金事業計画に定めた目標を実現するために必要であり、東日本大震災の被害との関係が復興交付金事業計画に示された」基幹事業及び効果促進事業等としています。

また、当該基幹事業の事業要件として、「復興のために行う事業」であることを定めています。

このように著しい被害を受けた地域の復興のために行われる事業であることが前提であり、その上で制度要綱第3にあるとおり、必要性、効率性、事業実施の確実性、進捗状況等を勘案し復興交付金を交付する必要があると認められる事業に対し、交付金は交付されることとなります。

Q26 具体的に交付金の対象となる事業はどのような事業なのか。

以下の基準により復興交付金の対象となる事業を切り分けることとなります。

- i) 災害復旧事業は除きます。
- ii) 交付金事業（基幹事業）として採択するものは、原則として、以下の基準によるものとします。（交付金に該当しないものは、通常の補助事業（補正予算）等での対応を検討することとなります。）
 - A) 相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域において実施されるもの（法第77条①）
 - B) （単なる市内全域の防災などではなく、）上記被災地域の復興を目的とし、そのために策定される復興計画等において、地区全体の復興など面的な広がりをもつ復興事業の中に位置付けられ、復興地域づくりと一体不可分なものとして実施されるもの
- iii) ただし、効果促進事業については、上記の基幹事業との関連があれば、上記の基準によらず、柔軟に対応できるよう個別に検討します。

Q27 「制度要綱 第1の3 復興交付金事業計画の提出」中の「復興交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業又は事務」の「事務」とは何か。

法令上「事業」は一定の目的により同種の行為を反復継続的に遂行するものを指すのに対し、「事務」は、例えばまちづくりワークショップ等会議や広報に要する経費等、広く地方公共団体等の行為全般を指しています。効果促進事業等には反復継続的に遂行されないものも含まれ得ることから、「事業」、「事務」をそれぞれ記載しています。

Q28 被災後、復興目的で実施した事業について、復興交付金事業計画に入れることにより、遡及適用はできるのか。

遡及適用はできません。

【10. 「制度要綱 第2の1 基幹事業」について】

Q29 復興交付金の基幹事業は追加できるのか。

平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算は、基幹事業は5省40事業を前提に予算計上されています。基幹事業の追加に関しては、特定市町村等の要望を踏まえ、今後の予算編成に合わせて検討してまいります。

Q30 交付金の対象について、災害復旧事業は対象外か。

災害復旧事業については対象外としています。災害復旧事業の予算を活用して下さい。

Q31 震災での被害の復旧・復興の側面よりも、今後の震災対策の側面が強い事業の場合、交付金の交付を受けられるのか。

各基幹事業の要件は交付要綱で定められますが、交付金事業として実施する場合には、前述の基準に従って行われる必要があります。

Q32 著しい被害を受けた地域内でないと復興交付金事業は実施することができないのか。

復興交付金は、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために地方公共団体が実施する復興地域づくり事業を支援するものです。高台移転に伴う事業のように、被害を受けた地域の復興のために実施する場合には、被害を受けた地域以外の地域で事業を実施することがあります。なお、効果促進事業については、基幹事業との関係性が説明できる限り、柔軟に事業実施できるものとします。

Q33 「制度要綱 第2の1の2) 事業要件」の「④その他東日本大震災の被害からの復興のために行う事業」には、例えば、原子力災害からの復興に係る事業も含まれるのか。

復興交付金は復興特区法77条に規定されるとおり、「東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域」の円滑かつ迅速な復興地域づくりを支援するものです。

ここでいう「東日本大震災」について、復興特区法2条は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と規定しています。したがって、「④その他東日本大震災の被害からの復興のために行う事業」には、

原子力災害からの復興に係る事業も含まれることとなります。

この場合、復興交付金の対象となる被害はあくまでも「相当数の施設の滅失又は損壊等の著しい被害」であるため、避難指示が解除された区域の公共施設整備等、原子力災害により公共施設を放棄せざるを得ない場合などの物理的な被害に対応した事業が復興交付金の対象となります。

このため、復興交付金の対象となる被害に風評被害や健康不安等の被害は含まれていないと解されますが、国としては、風評被害、健康不安等への対応として、別途

- ① 福島県原子力災害等復興基金（約3,840億円）
- ② 福島原子力被災者・子供健康管理基金（962億円）
- ③ 福島県原子力被害応急対策基金（404億円）

等の制度・予算上の措置も講じており、これらの各施策を活用し、原子力災害からの復興を支援することとしています。

また、効果促進事業については、復興のための事業であって、基幹事業との関連性があれば、幅広い事業を認めることとしており、風評被害や健康不安等へ向けた事業が復興交付金の対象になることも考えられます。

【11.「制度要綱 第2の2 効果促進事業等」について】

Q34 効果促進事業等については、省庁間、事業間、事業主体間（都道府県と市町村）の算定に係るミシン目は無いと考えてよいか。

省庁間及び事業間の算定に係るミシン目はありません。

都道府県と市町村が共同で計画を策定した場合、両者の算定に係るミシン目はあります。（制度要綱第2の2の3）参照）ただし、制度要綱第2の2の4）②に記載しているとおろ、両者の効果促進事業等の合計額が全体基幹事業の35%以内であれば、いずれかの主体が（自らの実施する）基幹事業の35%を超えて効果促進事業等を行うことについて、弾力的に対応することとしています。

Q35 効果促進事業等の上限は一律35%までか。

制度要綱第2の2の3）に記載のとおり、35%を上限としています。なお、制度要綱第2の2の4）①に記載しているとおろ、特定市町村の規模が小さく、基幹事業費が少額である場合等において、特段の事情により35%を超えて効果促進事業等を実施する必要があると考える場合には弾力的に対応することとしていますので、個別にご相談下さい。

Q36 効果促進事業等はどこまで自由に使えるのか。3つのネガティブリスト（対象外要件）それぞれについて、具体例でご教示願いたい。

効果促進事業等のいわゆるネガティブリストは制度要綱第2の2の1）に①～③の3項目を記載しています。

①については、効果促進事業等をいわゆる自治体の人件費や賃借料その他の経常経費に充てることを認めないものであり、イベントの開催等による一時的な人件費、物件費等まで排除する趣旨ではありません。

②については、いわゆる二重補助を認めないものです。なお、既存の補助事業があるものについて、これを活用せずに効果促進事業等を実施することは直ちに排除されるものではありませんが、地方がその特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に対する支援という効果促進事業等の趣旨に鑑みれば、少なくとも大規模な事業については既存の補助事業を活用することが望ましいと考えています。

③については、公益性の観点から疑義のあるもの、既存の補助制度の中で個人・法人に対する支援になじまないとされたものや支援について一定の限度額が設けられたものについて、効果促進事業等によりこれを超えて支援を行うことを認めない趣旨です。公益性が認められ、既存の補助制度等との整合性の観点からも問題のない個人・法人に対する支援を排除するものではありません。

どのような事業が3項目に該当するか更なる詳細については、個別にご相談ください。

Q37 効果促進事業等から「専ら個人・法人の資産を形成するための事業等」が除かれているが、既存の交付金（地方住宅交付金）では耐震改修やエコリフォーム等が実施されているが、このような事業は対象となるのか。

当該規定は、公共性・公益性の認められない専ら個人・法人の資産を形成する事業等を認めないことを趣旨とするものであり、公共性・公益性が認められる場合に耐震改修やエコリフォーム等に対する補助を行うことと矛盾するものではないと考えています。今回の効果促進事業等で同様の事業等が認められるか否かについては、個別にご相談ください。

Q38 効果促進事業等について、市町村の庁舎は対象となるのか。

庁舎の更新、耐震化などを含む市町村の庁舎の整備については、多くの市町村で自らの財源で対応されているものであり、原則として、復興交付金による支援は考えていません。ただし、甚大な被害を受けた地域において、まち全体の再興などが必要な場合には、個別に検討することが必要と考えております。

Q39 効果促進事業等を活用して、畜産農家をはじめとする原子力発電所事故の被害者への賠償を行うことは可能か。

原子力事故による被害を受けた畜産農家等への対応については、一義的には、東京電力による賠償において対応するものと理解しており、効果促進事業等において、原子力事故による被害者に対する個人補償に対応することは想定していません。

Q40 制度要綱第2の2（1）なお書きの意図について、教えてほしい。

効果促進事業等に対する配分計画の作成（ある事業を効果促進事業等とするかを含む）にあたっては、復興特区法第79条に規定される復興交付金の基本理念に特に配慮する必要があると考えられること、また、一方で公益性及び国が実施する他の施策との整合性についても配慮する必要があることから、明記したものです。この規定は、対象事業から除外される事業及び事務の部分のみではなく、対象事業の規定全体に係るものです。

Q41 効果促進事業等について、基幹事業と関連していれば基幹事業を所管する省以外の事業を実施してよいのか。

可能です。

Q42 効果促進事業等は基幹事業と同じ時期に一体の場所で行われることを要するのか。

効果促進事業等については、復興交付金事業計画の中で基幹事業との関連性について合理的な説明をしていただく必要がありますが、基幹事業と同時期に一体の場所で行われることが要件というわけではなく、幅広い要望に対応してまいりたいと考えております。

Q43 基幹事業と当該基幹事業に関連する効果促進事業等は同じタイミングで交付を受ける必要があるのか。

基幹事業に係る交付金の交付を受ける際に、必ずしも同じタイミングで当該基幹事業に関連する効果促進事業等に係る交付金の交付を受けなければならないわけではありません。例えば、まずは基幹事業のみを復興交付金事業計画に盛り込み、その後に当該基幹事業に関連する効果促進事業等の必要性、内容等を検討し、熟度の高いものとなってから、効果促進事業等を復興交付金事業計画に盛り込むといった対応も可能です。

Q44 効果促進事業等について、基幹事業との関連性の有無の判断は復興庁が一元的に行うとの認識でよいか。

各省と連携を取りながら、復興庁で判断することとなります。

Q45 複数の計画に跨る都道府県の効果促進事業等の事業費をある一つの市町村に係る事業のみに使うことはできるのか。

効果促進事業等の事業費の総額は、復興交付金事業計画ごとに上限額が決められています。都道府県がある市町村と共同で作成する復興交付金事業計画において、効果促進事業等として当該市町村の域外で実施する事業を盛り込むことは可能ですが、当然、当該市町村の復興のための事業であり、当該市町村も同意している必要があります。

Q46 基幹事業が都道府県経由で市町村が実施する間接補助事業の場合は、これに係る効果促進事業等も間接補助事業として都道府県を経由して市町村に交付されるよう措置すべ

きではないのか。

都道県経由で市町村が実施する事業等を効果促進事業等とすることを否定するものではありませんが、特に間接補助を条件にする必要はないと考えています。

【「制度要綱 第4 交付可能額の通知」について】

Q47 交付可能額通知をもって、交付の内示ととらえてよいか。

交付決定を確約するものではありませんが、交付申請後に補助要件を満たせないことが明らかになる等、特段の事情がない限りは交付決定が行われるものと考えています。

【12. 「制度要綱 第7 交付申請」について】

Q48 交付申請について、交付担当大臣単位で行うこととなるのか。

そのとおりです。ただし、申請にあたっては、復興庁がワンストップの窓口として対応を行うこととしており、各省に直接申請書を提出する必要はありません。

Q49 「制度要綱 第7 交付申請」に「特定市町村又は特定都道県が複数の復興交付金事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合」とあるが、都道県と市町村がそれぞれ複数の復興交付金事業計画を策定することを予定しているのか。

計画の策定主体についてはQ11～Q15をご覧ください。

制度要綱第7は、都道県が異なる市町村とそれぞれに計画を策定する場合や、例外的に市町村が複数の計画を策定する場合において、それぞれの計画に係る交付可能額の通知が同時期に行われた場合、計画毎に別の交付申請手続きを行うことなく、一括して交付申請手続きを行うことを可能とし、もって都道県の事務負担の軽減を図ることを目的とした規定です。

Q50 複数の復興交付金事業計画を策定する場合、まとめて交付申請することができるが、特定市町村と特定都道県はまとめてできるのか。

特定市町村及び特定都道県は、それぞれが単独で交付申請を行うこととなります。

【13. 「制度要綱 第8の1 基金の造成」について】

Q51 一つの計画の中で、単年度型事業と基金造成型事業を併用することは可能か。

地方公共団体ごとに単年度型事業、基金造成型事業のいずれか一方を選択することとなっています。そのため、同一の計画に掲載されていたとしても、復興交付金の交付を受ける主体が異なる場合には、それぞれが、単年度型事業又は基金造成型事業を選択することとなります。

Q52 一つの特定市町村等が複数の復興交付金事業計画を作成する場合、計画ごとに単年

度型事業と基金造成型事業を使い分けることは可能か。

地方公共団体ごとにいずれか一方を選択して下さい。

Q53 単年度事業型から基金造成型に年度途中での変更が可能か。

単年度事業型から基金造成型への変更は可能です。

ただし、その際には、単年度型事業の廃止の手続き、及び、基金型事業の追加の手続きが必要となります。

Q54 基金の管理は市町村に委ねられるのか。

市町村が設置する基金の管理は制度要綱、交付要綱、基金管理運営要領等に従って市町村が行うこととなります。(同様に、都道府県が設置する基金の管理は都道府県が行うこととなります。)

Q55 基金造成事業型を選択した場合、基金を取崩すに当たって交付申請を要するか。

交付申請は不要です。

Q56 既存の基金を復興交付金基金としても活用することは可能か。

復興交付金基金は新たに設置する必要があります。

Q57 復興交付金事業に係る基幹事業が間接補助事業の場合、都道府県と市町村が協議の上、必要とあれば市町村段階で基金造成することも可能か。

基金を造成する主体は、国から復興交付金の交付を受ける主体です。したがって、質問のケースの場合、交付金は都道府県が造成する基金に入れる必要があります。

Q58 基金造成型の状況報告について、制度要綱第10の2で復興交付金事業の実施状況を報告することとなっているところ、別途、基金造成事業型の交付要綱に基づく実施状況の報告を求める理由を教えてください。

単年度事業型において補助金適化法に基づき報告を行うのに準じて、各省が所管する復興交付金事業等の実績報告について、提出を求めるものです。

Q59 基金については、国の支出のみにより造成され、地方の支出は基金に含まれないとの認識でよいか。

そのとおりです。復興交付金基金に繰り入れるのは復興交付金のみです。震災特別交付税等の地方財源を繰り入れないよう留意願います。

Q60 復興交付金の運用によって生じた果実の経理区分について教えてください。

復興交付金を交付決定した交付担当大臣ごとの交付金額ごとに果実を按分して下さい。

Q61 基金の積み増しを行う場合、同じ年度における基金の積み増しは変更交付申請により積み増しを行い、新たな年度における基金の積み増しは過年度の交付申請の変更ではなく、過年度の交付申請とは別の交付申請を行うという認識でよいか。

同年度における基金の積み増しについては、原則として変更交付申請を行っていただくこととなりますが、実績報告・額の確定が終了している場合には、交付申請の変更ではなく、別の交付申請を行う必要があります。新たな年度における基金の積み増しについては、過年度の交付申請とは別の交付申請を行うこととなります。

Q62 基金造成事業型を選択した復興交付金事業の中止を行った場合、既に交付した交付金の取扱いはどのようにするのか教えてほしい。

復興交付金事業計画の変更申請を行って下さい。ただし、基金造成事業型であれば、計画終了時点まで交付金の返還は必要ありません。計画期間中は、その後の交付可能額の決定の際に調整を行うなどの取扱いが考えられますが、詳細については今後検討します。また、最終的に基金内に余剰が出れば国庫に返還することになります。

Q63 具体的な事業地区が定まっていない事業等について、とりあえず概算事業費を基金造成型事業に盛り込んでおくことは可能か（どの程度の熟度が確定していることが必要か）。

震災により各市町村の行政能力が低下している事情等も踏まえた柔軟な対応が必要と考えていますが、基本的には既存の交付金、補助金等と同程度の熟度は必要であると考えており、事業地区等具体的な事業概要が確定していない事業等に対して交付金を交付することは現時点では想定していません。

【14.「制度要綱 第8の3 事業間の流用」について】

Q64 復興交付金事業計画に位置づけられた事業はどの範囲で事業間の流用は可能か。また、各省庁を越えての流用は可能か（単年度分と基金型のものそれぞれ）。

単年度型については同一の交付決定の範囲内で、基金型については同一の交付担当大臣間で流用が可能となりますが、省庁間での流用は不可能です。

Q65 特定都道府県が、ある特定市町村と共同で作成した復興交付金事業計画に基づいて交付を受けた交付金を、他の特定市町村と共同で作成した復興交付金事業計画に基づく事業の費用として事業間流用することは可能か。

可能です。この場合、制度要綱様式3の年度間調整・事業間流用届に必要な事項を記入の上、提出いただく必要があります。

【15. 「制度要綱 第8の4 交付決定前の着手」について】

Q66 交付決定前の着手の承認基準はどの程度か。

早期に事業着手する必要性、妥当性等について検討を行うこととなります。緊急を要する事業で補助金等の交付決定をまって実施することは必ずしも適当とは認められないもの等が対象となりますが、1日も早い被災地の復興に向け、柔軟に対応するよう、交付担当の各省と調整していきます。

Q67 復興交付金交付決定前着手申請書を提出してから、交付担当大臣及び内閣総理大臣の承認の可否判断が通知されるまでどの程度の期間を要するか。

可能な限り速やかに対応を行う必要があると考えています。

Q68 交付決定前に事業着手を行いたい場合には、どのような手続きを行うことが必要となるのか。

交付決定前に事業着手を行いたい場合には、交付可能額通知前は内閣総理大臣及び交付担当大臣から、交付可能額通知後は交付担当大臣から、承認を受けることが必要となります。

どちらの場合であっても、復興交付金事業計画と同様に、岩手県、宮城県、福島県については復興庁の各復興局又は各支所、青森県、茨城県については、復興庁の各事務所、その他の都道県については復興庁本庁に申請書を提出していただくこととなります。

【16. その他「制度要綱 第8 交付金の執行」に関する事項について】

Q69 繰越手続きについて、簡略化された部分があればご教示いただきたい。

基金造成型の場合、繰越手続きは不要です。単年度型の場合、繰越手続きは必要ですが、年度間調整、事業間調整の規定により、繰越手続きが必要なケースは限定的になると考えています。

【17. 「制度要綱 第9 適化法の特例」について】

Q70 適化法第14条の規定による実績報告は、全事業について復興庁に行えばよく、各省への報告は不要との認識でよいか。

適化法に基づく実績報告は、復興庁経由で各交付担当大臣に提出いただくこととなります。

Q71 復興交付金事業計画については、交付可能額の通知を受けて、必ず修正しなければならないのか。

例えば、特定市町村等が交付金事業計画に盛り込んだ事業について、交付可能額がゼロ

だった場合にはこれを計画から削除する、交付可能額が減額されていた場合には当該年度の交付対象事業費に交付可能額に見合ったものにする等の修正を行っていただく必要があります。

Q72 復興交付金事業計画の進捗状況について、内閣総理大臣が報告を受けた場合、関係府省にも回付されるのか。

復興交付金事業計画の進捗状況について内閣総理大臣への報告がなされた場合、関係各省に写しを送達することとしています。

【18. 「制度要綱 第10 復興交付金事業計画の実績等に関する評価及び公表」について】

Q73 復興交付金事業計画の公表の対象には、第1の5に定める添付書類も含まれるか。添付書類についても復興交付金事業計画と併せて公表してください。

【19. 様式について】

Q74 計上する「各年度の交付対象事業費」には、基金造成型の場合、後年度の執行予定事業についても計上してよいか。(例：平成24年度の欄に、2か年～5か年分を計上する)

基金事業であっても、「各年度の交付対象事業費」、「交付額」の欄については、当該年度に事業を実施することが見込まれる事業費及び、それに相当する交付金額を記入していただくこととし、具体的な配分については、当該計画の精度や進捗の見通し等を総合的に勘案し、決定することとします。

Q75 制度要綱の様式1-2における「各年度の交付対象事業費」は計画を策定する特定市町村等の希望額を記載するという認識でよいか。

計画の提出段階においては、中段に交付要綱等に基づき復興交付金事業に必要な額として特定市町村等が算出した額を記載し、上段に既に配分された交付対象事業費を記載してください。

中段に記載した額については、交付可能額通知後に、配分結果を踏まえて、配分額に修正してください。

なお、計画の提出段階において中段に記載する額については、単なる希望額ではなく、あくまでも事業の進捗の見通し等を踏まえ、実際に必要な額を記載いただく必要があります。

Q76 初年度から多くの配分を受けるためには、各年度の交付対象事業費を実際の見込みに基づいて記載するのではなく、前倒しで記載した方が有利になるのではないか。

具体的な配分にあたっては、当該計画の精度や進捗の見通し等を総合的に勘案し、決定

することとしています。多額の配分を受けるために、実際には後年度の実施が見込まれる事業や実施が想定されない事業まで当該年度に実施するように計画を作成するといったことのないよう留意して下さい。

Q77 制度要綱第1の3「復興交付金事業等に関連する災害復旧事業の概要」とはどういうものを想定しているのか。

例えば、災害復旧事業で農地の除塩を行った上で、復興交付金事業で圃場整備を行う（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）場合等、当該復興交付金事業に関連する災害復旧事業を想定しています。

【20. その他】

Q78 復興交付金の活用は復興プランの作成が前提となるのか。

必ずしも復興プラン等の作成を前提とはしていませんが、被災地域の復興の考え方を何らかの形で示していただく必要はあり、また、各基幹事業によって交付の要件は異なっているため、交付要綱をご参照下さい。

Q79 復興推進計画に基づくまちづくりに関する規制の特例や復興整備計画による土地利用再編等の特例の適用を前提とする事業を盛り込んだ復興交付金事業計画を提出すれば、復興推進計画や復興整備計画を提出しなくても、特例の適用を受けることができるのか。

交付金事業計画はあくまでも復興交付金の交付を受けるためのものであり、復興推進計画や復興整備計画に基づく特例の適用を受けることはできません。ただし、復興交付金事業計画が他の計画と一体のものとして作成され、一つの計画として国に提出された場合において、計画の中の記載事項のどの部分が復興交付金事業計画に該当するのかが明確になっている場合には、国は当該計画の提出をもって復興交付金事業計画が提出されたとみなし、配分計画の策定等の対応を行うこととなります。

Q80 市町村による復興交付金の手続きに都道県はどのように関与するのか。

復興交付金事業計画の策定段階においては、都道県は市町村との共同での計画策定に加え、国と連携し、市町村による計画策定の支援を行うことを想定しています。

交付可能額の通知後（交付申請）の段階においては、交付担当大臣によっては、都道県が市町村事業の交付審査事務等について法定受託している場合があります。その場合は、市町村から復興庁（復興局）経由で都道県に交付申請書を提出し、都道県が交付審査等を行うこととなります。

この他、会計法第48条の規定に基づき、交付金の支出等の事務を交付金担当大臣が都道県に委任する場合もあり得ると考えています。

Q81 制度要綱及び様式について、電子媒体を入手するためにはどうすればよいのか。また、特定市町村及び特定都道府県からの復興交付金事業計画の提出についても、電子媒体による提出は認められるのか。

要綱や様式の電子媒体は復興庁HPからダウンロードが可能です。また、復興交付金事業計画の提出にあたっては、正本一部を紙媒体にてご提出いただくとともに、別途電子データをメールにてご提出ください。